

令和8年度 市・県民税

令和7年分 所 得 税

申告相談の日程及び会場

市では、市・県民税の申告及び所得税の確定申告のお手伝いをするため、次のとおり申告相談を行います。

【主会場:市役所 3階 301会議室】

- 相談期間 2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝日を除く)
○相談時間 午前9時～正午(受付:午前8時30分～午前11時30分)
午後1時～相談終了時(受付:午前の受付終了後～午後4時まで)
※混雑状況により、受付を早めに終了することがあります。

○地区割

期日			お住まいの地域
2月	16	月	桑原東・桑原中・桑原西・大田原・力石
	17	火	大池・姨捨・代・上町(八幡)・小坂・三本木
	18	水	志川・北堀・峯・上山田温泉(1～11区)
	19	木	中原・郡・森下・新宿・辻・新山・漆原
	20	金	上八日町・治田町・元町・八坂・中央
	24	火	荒町・中町(稻荷山)・本八日町・城腰
	25	水	森東・若宮・芝原
	26	木	森西・仙石・羽尾第四・羽尾第五
	27	金	倉科・須坂・黒彦・柏王・戸倉温泉
3月	2	月	土口・生萱・上徳間
	3	火	雨宮・内川
	4	水	屋代第1・屋代第3・千本柳・小船山
	5	木	屋代第2・屋代第4・磯部・福井
	6	金	屋代第5・屋代第6・新戸倉温泉・上町(戸倉)
	9	月	寂蒔・鑄物師屋・上中町
	10	火	桜堂・小島・中町(戸倉)・今井町
	11	水	打沢・杭瀬下・中・新田
	12	木	指定日に相談できなかつた方
	13	金	指定日に相談できなかつた方
	16	月	指定日に相談できなかつた方

※例年、初日や最終日は混み合いますので、なるべく指定された相談日にお越しください。

【臨時会場:千曲市ふれあい福祉センター(旧戸倉庁舎) 4階 会議室4】

※臨時会場のため、受付件数に制限があります。

- 相談期間 3月4日(水)～6日(金)
○相談時間 午前9時30分～正午(受付:午前9時～午前11時30分)
午後1時～相談終了時(受付:午前の受付終了後～午後3時まで)
※定員に達し次第、受付を終了します。
○受付件数 50件程度/日(先着順)
○対象者 主会場での申告が困難な方